

聖隷クリストファー大学における研究活動の行動規範

聖隷クリストファー大学（介護福祉専門学校を含む。以下「本学」という。）は、保健・医療・福祉の高度専門識者を養成する教育研究機関であり、その社会的使命と公共性から、研究活動には高い倫理観と健全で公正な運営が求められます。

ここに、研究活動における教職員の行動規範を定め、更なる研究活動の発展と適正な運営を行います。

1. 法令の遵守

本学教職員は本学の社会的使命及び公共性を良く自覚し、研究活動にあたり、法令・通知及び本学使用ルールを遵守する。

2. 研究費の不正使用の排除

本学教職員は研究費の使用ルールを遵守し、私的流用・過大請求・架空請求及び目的外使用等の不正使用は勿論のこと、不正使用を疑われるような行動をしない。

3. 利益相反の防止

本学教職員は研究活動における社会連携活動（業者との取引等を含む）を行うにあたり、利益相反行為を未然に防ぐ最大限の配慮及び客観的に必要とされる合理的な努力を行う。

また、不正行為に関わる業者もしくは不正行為を要求する業者についてはこれの一切を排除する。

4. 研究活動における不正行為の排除

研究者は、研究活動又はその成果の発表の過程において、ねつ造・改ざん・盗用及び不正受給等の不正行為を行わない。

また、研究データや資料等は適切に管理・保存し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を防ぐ努力をする。

5. 個人情報の保護

本学教職員は、研究活動の過程で知り得た個人情報の保護に努める。

6. 不正行為・不正使用の是正

本学教職員は不正行為・不正使用があった場合はもちろん、不正防止の体制について不備がある場合には、その是正に努める。また、不正行為・不正使用があることを知ったときには、それを放置せず、速やかに通報窓口へ報告する。

(2008年 2月15日執行役員会にて承認)
(2015年 3月20日執行役員会にて変更承認)
(2016年12月16日執行役員会にて変更承認)